

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

新エンジェル税制の所得控除

Q : 新エンジェル税制では、所得控除型が導入されたとか。所得控除を受けるための会社の要件はどうなっているのですか？

A : 事業計画書の添付や営業キャッシュフローが赤字という要件があります。

【解説】

新エンジェル税制の所得控除を受けるための会社の要件は、①技術開発型と②ニュービジネス型によって、次のようになっています。

●技術開発型

- ① 1年未満かつ最初の事業年度を未経過研究者が2人以上(全従業員の10%以上)
- ② 1年未満かつ最初の事業年度を経過①でかつ直前期までの営業キャッシュフローが赤字
- ③ 1年以上3年未満試験研究費等が売上高の3%超で営業キャッシュフローが赤字

●ニュービジネス型

- ① 1年未満かつ最初の事業年度を未経過開発者が2人以上(全従業員の10%以上)
- ② 1年未満かつ最初の事業年度を経過及び1年以上2年未満①でかつ直前期までの営業キャッシュフローが赤字
- ③ 2年以上3年未満売上高成長率が25%超でかつ直前期までの営業キャッシュフローが赤字

※いずれも事業計画書の添付が必要です。

